



福島医発第 1196 号

平成 24 年 8 月 3 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担の
減免措置に対する免除証明書等の取扱いについて

東日本大震災被災地における介護保険の被保険者に係る利用者負担および保険料の減免に対する財政支援につきましては、平成 24 年 2 月 22 日付け福島医発第 2688 号（地）「東日本大震災により被災した被保険者の保険料の減免措置に対する財政支援の基準等について」においてご連絡申し上げましたとおり、国による財政支援の期限は最長で平成 24 年 9 月 30 日までとされておりました。

今般、厚生労働省より本年 10 月 1 日以降の減免措置等に関する取扱いについて事務連絡が発出され、本年 10 月 1 日以降については原則として東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象となっている地域の利用者負担および介護保険の保険料に対してのみ、財政支援が継続されることとなった旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

なお、今般の減免措置等に係る関係通知および具体的基準につきましては、改めて厚生労働省より通知される予定となっておりますことを申し添えます。

記

1. 免除証明書について

①福島第一原発事故に伴い全域が避難指示等対象地域である町村※

（※広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）

- ・平成 24 年 10 月 1 日以降も引き続き免除証明書は不要であり、被保険者証の提示を免除証明書の提示に代えることができる。

②避難指示等対象地域以外の地域

- ・避難指示等対象地域以外の地域の市町村が発行した免除証明書については、有効期限が「平成 24 年 2 月 29 日」または「平成 24 年 2 月 29 日までの間において厚生労働大臣

が定める日まで」であっても有効なものとして取り扱われてきたが、平成 24 年 10 月 1 日以降は、減免の対象となる被保険者と対象にならない被保険者が混在することが考えられることから、有効期限が切れた免除証明書は無効として取扱い、保険者は減免の対象となる被保険者に対し、新たに「平成 25 年 2 月 28 日まで」と印字された認定証を交付すること。

2. 避難指示等対象地域以外の地域に係る財政支援について

- ・保険者の判断で被保険者の利用者負担または介護保険の保険料の減免を行った場合には、財政支援は行わない。
- ・ただし、当該保険者における平成 24 年 1 月～平成 24 年 12 月までの減免額が、通常の特別調整交付金の交付基準（減免額が一部負担金総額の 3 %を超える）を満たした場合は、減免額の 8 割に相当する額を、特別調整交付金として国が市町村に交付する。

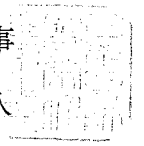
(介 22)

平成 24 年 7 月 25 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

高 杉 敬 久



平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担の
減免措置に対する免除証明書等の取扱いについて

東日本大震災被災地における介護保険の被保険者に係る利用者負担および保険料の減免に対する財政支援につきましては、本年 5 月 16 日付（介 12）「東日本大震災により被災した被保険者の保険料の減免措置に対する財政支援の基準等について」にてご連絡申し上げましたとおり、国による財政支援の期限は最長で平成 24 年 9 月 30 日までとされておりました。

今般、厚生労働省は本年 10 月 1 日以降の減免措置等に関する取扱いについて事務連絡を発出し、本年 10 月 1 日以降については原則として東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象となっている地域の利用者負担および介護保険の保険料に対してのみ、財政支援が継続されることとなりました。

具体的な取扱いは下記のとおりとされております。

1. 免除証明書について

①福島第一原発事故に伴い全域が避難指示等対象地域である町村※

（※ 広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）

- ・平成 24 年 10 月 1 日以降も引き続き免除証明書は不要であり、被保険者証の提示を免除証明書の提示に代えることができる。

②避難指示等対象地域以外の地域

- ・避難指示等対象地域以外の地域の市町村が発行した免除証明書については、有効期限が「平成 24 年 2 月 29 日」または「平成 24 年 2 月 29 日までの間において厚生労働大臣が定める日まで」であっても有効なものとして取り扱われてきたが、平成 24 年 10 月 1 日以降は、減免の対象となる被保険者と対象にならない被保険者が混在す

ることが考えられることから、有効期限が切れた免除証明書は無効として取扱い、保険者は減免の対象となる被保険者に対し、新たに「平成25年2月28日まで」と印字された認定証を交付すること。

2. 避難指示等対象地域以外の地域に係る財政支援について

- ・保険者の判断で被保険者の利用者負担または介護保険の保険料の減免を行った場合には、財政支援は行わない。
- ・ただし、当該保険者における平成24年1月～平成24年12月までの減免額が、通常の特別調整交付金の交付基準（減免額が一部負担金総額の3%を超える）を満たした場合は、減免額の8割に相当する額を、特別調整交付金として国が市町村に交付する。

なお、今般の減免措置等に係る関係通知および具体的基準につきましては、改めて厚生労働省より通知される予定となっております。

つきましては貴会におかれましても本内容をご了知いただき、ご協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・平成24年10月1日以降の東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担の減免措置に対する免除証明書等の取扱いについて

(平 24. 7. 24 厚生労働省老健局介護保険計画課 事務連絡)

以上

事 務 連 絡
平成 24 年 7 月 24 日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担の
減免措置に対する免除証明書等の取扱いについて

東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担の減免措置に係る利用者負担免除証明書（以下「免除証明書」という。）の取扱い並びに利用者負担及び保険料の減免措置に対する財政支援については、「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」（平成 24 年 2 月 9 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡。以下「2 月事務連絡」という。）においてお示ししているところですが、平成 24 年 10 月 1 日以降については、下記のとおりとしますので、管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

記

- 1 平成 24 年 10 月 1 日以降の免除証明書等の取扱いについて
 - (1) 平成 24 年 10 月 1 日以降は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象となっている地域（以下「避難指示等対象地域」という。）の被保険者（震災発生後他市町村に避難のため転出したものを含む。1 の（4）において同じ。）の利用者負担及び介護保険の保険料に対してのみ、「東日本大震災により被災した被保険者の保険料の減免措置に対する財政支援の基準等について」（平成 24 年 5 月 14 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡。以下「5 月事務連絡」という。）の「平成 24 年度介護保険災害臨時特例補助金の国庫補助について（案）」の別紙「平成 24 年度介護保険災害臨時特例補助金交付要綱」により、特別の財政支援を継続すること。
 - (2) 2 月事務連絡の 3 に掲げる市町村が発行する免除証明書については、有効期限が「平成 24 年 2 月 29 日」又は「平成 24 年 2 月 29 日までの間において厚生労働大臣が定める日まで」であっても有効なものとして取り扱うこととしているが、平成 24 年 10 月 1 日以降は、有効期限が切れた免除証明書は無効なものとして取り扱うこと。
 - (3) 全域が避難指示等対象地域である町村（※）に住所を有する被保険者については、引き続き、平成 24 年 10 月 1 日以降も、被保険者証の提示を、5 月事務

連絡の「平成 24 年度介護保険災害臨時特例補助金の取扱いについて（案）」の別紙「平成 24 年度介護保険災害臨時特例補助金取扱要領」の別記「利用者負担額軽減支援事業」において示している「利用者負担額軽減支援事業対象者認定票」（以下「認定票」という。）の提示に代えることができること。

(※) 広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

- (4) 上記を踏まえ、保険者（(3)に掲げる町村を除く。）においては、避難指示等対象地域の被保険者（(3)に掲げる町村に住所を有するものを除く。）に対し、有効期限が「平成 25 年 2 月 28 日まで」と印字された認定票を交付すること。

なお、認定票の交付は免除証明書の交付（有効期限が「平成 25 年 2 月 28 日まで」（これに準じる記載を含む。）となっているものに限る。）をもって代えることができる。

2 平成 24 年 10 月 1 日以降のその他地域に係る財政支援について

- (1) 避難指示等対象地域以外の被災地域において、平成 24 年 10 月 1 日以降も引き続き、保険者の判断で被保険者の利用者負担又は介護保険の保険料の減免を行った場合には、特別の財政支援は行わない。ただし、当該減免を行った保険者における平成 24 年 1 月から平成 24 年 12 月の減免額（1（3）の利用者負担軽減支援事業の対象となっている利用者負担額も含む。）が介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成 12 年厚生省令第 26 号。以下「調整交付金算定省令」という。）第 7 条第 1 号又は第 2 号に掲げる基準を満たす場合には、平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に係る減免額の 10 分の 8 について財政支援する予定であること。

- (2) 2（1）のうち、保険料の減免に対する財政支援は、調整交付金算定省令第 7 条第 1 号に係る交付基準に従い、同一の事由によって市町村民税の減免を行っていることが要件となること。ただし、その他の要件については、平成 24 年度に限り、住宅の損害に係る被保険者の所得要件は適用しないなど現在の要件は変更しない予定であること。

関係通知及び具体的な基準については、追って通知する予定であること。